

平成27年度

第4回千葉市農業委員会総会

議 事 録

千葉市農業委員会

平成28年3月28日、千葉市農業委員会会長 野崎好知は、平成27年度第4回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 に招集した。

<会議に付した議案等>

議事日程

日程第1 議事録署名人の選任について

日程第2 議案第1号 千葉市農業委員会総会会議規則の一部改正について

議案第2号 千葉市農業委員会部会会議規則の廃止について

議案第3号 千葉市農業委員会規程の一部改正について

議案第4号 千葉市農業委員会会長専決規程の廃止について

議案第5号 千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

議案第6号 市長と千葉市農業委員会との間の事務委任及び補助執行について

<出席委員> (32人) ※ 番号は議席番号

1番	長谷川 政 美	2番	猪 野 幹 夫
3番	大 塚 久	4番	鈴 木 武 夫 (農業振興部会長)
5番	小 林 正 明	6番	石 橋 幹 男
8番	植 草 隆 晴	9番	浅 川 政 明
11番	竹 下 洋 一	12番	宮 崎 一 雄
13番	野 崎 好 知 (会長)	14番	小 川 正 義
15番	中 村 公 江	16番	田 中 和 夫
17番	長谷川 功	18番	伊 原 茂 久 (農地部会長)
19番	花 島 豊 勇	20番	安 井 誠 一
21番	高 澤 義 信	22番	蛭 田 浩 文
23番	橋 本 泉	24番	小 川 友 安
25番	齊 藤 元 治	26番	中 島 賢 治
27番	西 郡 高 夫	28番	長谷部 衡 平 (会長職務代理者)
29番	小 川 隆 良	30番	浅 尾 孝
31番	石 井 一 也	32番	小 川 政 二
33番	近 藤 千 鶴子	34番	市 原 孝

<欠席委員> (2人)

7番	笠 川 泰 雄	10番	武津岡 広 治
----	---------	-----	---------

<事務局出席者>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	楠 原 弘
次長補佐	御 園 えみ子	農業振興班主査	小 川 剛
農地指導班主査	角 田 一 郎	農地審査班主査	福 島 悟
主査補	関 屋 徳 之		

議長

ただ今より、平成27年度第4回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、34人中32人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号12番 みやざき 宮崎 かずお 一雄 委員

議席番号14番 おがわ 小川 まさよし 正義 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2ですが、いずれも農業委員会に係る規程の整備に関する議案でございますので、議案第1号から議案第6号までを一括して説明させていただきます。事務局、お願いします。

朝生事務局長

事務局長の朝生でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に若干厚い、第4回千葉市農業委員会総会議案がお配りされておりますが、一枚めくった裏側の目次に、議案第1号から第6号についての、タイトルを示させていただいております。先ほど会長から説明がありましたとおり、関連がありますので一括して説明させていただきます。

資料につきましては、第4回千葉市農業委員会議案説明資料という少し薄い資料がございます。説明は、議案説明資料にて説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

議案説明資料を一枚おめくり願います。四角い囲みで農委法改正の概要と対応と書いたものがございます。今回お諮りする規則・規程につきましては、農業委員会等に関する法律が改正されたことと合わせて、この3月の議会で条例が改正されたことに伴い、農業委員会が管理する規則・規程につきまして整合を図るように整理することあわせて、長らく変更が無かった規則・規程ですので今回、傍聴規定などを含めまして、現在の一般的な形に変更しようとするものでございます。

はじめに、主な変更点、今回の規則改正の背景となった、農業委員会法改正について改めてご説明させていただきます。

業務内容として主な変更点では、丸の一つ目「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の法定業務となりました。これは下のカッコ書きのとおり、経営規模の拡大や耕作放棄地の問題であったり新規就農や企業参入の支援が農業委員会の法律でやらなければいけない業務となります。そのために、農地最適化推進委員という新しい委員が設けられてこちらは公募という形で募集を今後いたします。

「農地利用の最適化の推進に係る指針」の作成を、最終的には29年度末くらいに作成することを考えています。耕作放棄地やいろいろな部分の目標をたてていく指針を作成していくこととなります。

今までございました「建議」が廃止され、より力を持つ行政庁等への改善意見書の提出が必須となってまいります。

次に農業委員の現在の委員さんの面につきましては、29年7月19日までの任期とし、7月20日以降の分として定数が半減し、34人から17

人に減ってまいります。また、選挙が廃止され団体及び議会推薦も廃止され、すべて市長選任の17人を公募するかたちになりまして、農業委員の17人は公募して決定した後、一人ずつ議会の承認をえて委員となります。また、認定農業者が17人の内の過半数を占める必要がありますので、29年7月以降の農業委員については、最低でも9人以上の方が認定農業者というかたちになります。また、今までありました10a以上の耕作をしている者という要件も無くなりましたので、農業に関する知識をお持ちで農業委員会の所掌事項を適切にできる方であればどなたでもできることとなりました。

新たに設けられる、「農地利用最適化推進委員」は新しい農業委員と同じく29年7月から始まります。こちらにつきましては、最適化の推進を円滑に進めるという上で、23人の方を月額4万円という報酬で29年7月以降お願いすることになります。こちらの方々につきましても、公募でございます。推進委員の仕事で農業委員と一番違うのは、毎月の会議ではなく現地活動として農地のパトロールや利用状況調査や意向調査、集落座談会を行っていただくこととなります。

そして会議の面では、29年7月からは、部会及び分科会が無くなり、毎月、17名の新しい農業委員さんで会議を行っていくこととなります。総会を開催していくことになり、従来の農地部会の許認可審査等以外に、農地利用の最適化の推進や農業振興に係る企画・立案等の協議や方針決定を、毎月の総会で行うこととなります。

また、28年の4月から新しい法律が施行されますので、徐々に変わっていくこととなります。

次の頁をお願いします。

今説明した法律で決定されたことに合わせて、3月の議会に条例の改正の承認されたものです。法律の改正に合わせて、現条例の廃止、これは今の農業委員会の委員を選挙で選ぶという条例がございますが、これについては選挙制度を全く全部を廃止するかたちです。内容は選挙による委員は27人、選挙区と選挙人の定数はここに抜粋したかたちで、部会の定数が条例で定められています。これがすべて法律に合わなくなり廃止することです。

下の新条例のタイトルは「農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める」条例で内容的に、農業委員の定数は17人、農地利用最適化推進委員の定数は23人という条例で、附則の但し書きで現在の委員の在任期間までは今まで通りですが、4月から法律が改正されているという但し書きです。

今回の改正に合わせて、一番下の丸ですが市長をはじめ農業委員さんの報酬等を定めた特別職の給料等の条例に農地利用最適化推進委員と4万円を追加するとともに、部会が廃止されますので部会長の部分を廃止した改正が千葉市議会第1回定例会で可決されたところでございます。

この法律と条例の改正を受けまして、本日お諮りするものが3頁目、議案第1号から第6号でございます。

はじめに内容を簡単に説明させていただきます。

議案第1号千葉市農業委員会総会会議規則の一部改正についてです。委員からの動議に必要な委員数を「5人」から「3人」に改めること、今までは「5人以上」となっていましたが、農業委員が34人か

ら 17 人に半減することから動議に必要な委員数を「3人以上」に改め、また、部会が廃止されることから、部会長報告に係る条文を削除、また、傍聴に係る規定がかなり昔のものなので、役所における一般的な形に変更しております。

次に、議案第 2 号千葉市農業委員会部会会議規則の廃止についてですが、部会が廃止されるため規則も廃止しようとするものです。

次に、議案第 3 号千葉市農業委員会規程の一部改正についてですが、会長互選実施時期を選挙後とされているものが、選挙が無くなってしまいますので市長が任命後に置き換えます。部会に係る規定も削除、17 人の方で行っていくこととなりますので、今後は運営委員会を開催する必要がなくなることから、運営委員会も廃止し削除しようとするものです。

次に、議案第 4 号千葉市農業委員会会長専決規程の廃止についてですが、許可指令書について、県農業会議の意見聴取後に会長専決により交付を行っていましたが、部会での転用許可の議決をもって許可指令書の交付も行うことができるように、事務に即した改正を行おうとするものです。

次に、議案第 5 号千葉市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてですが、処務規程には農業委員会事務局のいろいろな仕事が羅列しています、法改正に合わせ、選挙人名簿調製に係る規程を削除し、

農地利用最適化推進委員に関することを追加します。また、建議の立案ということが書かれていましたが、この規程を削除します。以下同様に、法律に合わせて増えるもの削るものがあります。「農業生産法人」が法律で「農地所有適格法人」と名前が変わりましたので、そのような部分も変更しています。また、現在の事務取扱で、軽微な部分で事務局長の専決事項の追加で実際行っている農地法の許可の取消や耕作放棄地以外の非農地証明などを、改めて載せるかたちに変更します。また部会の廃止に係る規定の削除を行います。

次に、議案第6号市長と千葉市農業委員会との間の事務の委任及び補助執行についてですが、農地法等の改正に伴い、県の「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」が改正されたため改正するものです。また、補助執行における予算執行等の事務局長の権限をほかの行政委員会に合わせまして「部長」から「局長」へ変更するものです。

説明については、以上でございます。

議 長

お聞きのとおりでございます。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いします。

橋本委員

ご説明いただいた、農地利用最適化推進委員の月額報酬が4万円となっておりますが、農業委員の報酬は従来と変わらないのですか。

朝生事務局長 現在、農業委員さんは5万3千円となっておりますが、部会長・職務代理についても変更はございません。新たに農地利用最適化推進委員について4万円と設定したものでございます。

橋本委員 よくわかりました。

議長 他にございませんか。
中村委員、お願いします。

中村委員 議会の中では反対をしましたが、決まってしまいました。
今回、総会としてのぞまれた、総会の議案の中身の理解を前提としては、議案第1号は、その人数の中での人数を減らした人数に改める中身だという理解でいいのでしょうか。

それと、事務局から説明のあった議案第4号の事務的な運営についてですが、権限が変わるとか何がどう変化するかではなく、より簡素化されるという理解でいいのでしょうか。

議案第6号については、市長と農業委員会との間の事務の委任及び補助執行については、具体的に何がどう変わるのか、もう少しお示しいただけますでしょうか。

最後の補助執行における事務局長の権限を部長から局長へで、農業委員会の場合は事務局長が部長と同じ扱いは局長の扱いで何が変わるのでしょうか。

以上です。

議長 事務局、説明をお願いします。

朝生事務局長 前提の部分ですが、法律と条例が変わったことに伴いまして、農業委員会の規則・規程を整備するのでその部分についてお諮りするものです。

それから議案第4号の部分については、おっしゃるとおり事務の簡素化です。

それから議案第6号は、大変解りづらいかもしれませんが、国や県が転用する場合の規定であったりの県の条例が変わったことに合わせて、こちらも直しておくというものです。

最後の部長から局長へというのは、行政委員会の局長の位置付けは部長で変更はございません。補助執行における予算執行の権限について部長から局長に変更しておくというものでございます。

以上でございます。

議長 お解りいただけましたでしょうか。

中村委員 各地から多彩な方々が出られた農業委員が34名いることで、より多様な意見で活発に議論されるのではないかと。国の方の改正により、反映されることが前提に総会で議案が審議されていることは、悩ましいなと思っているのですが、それを前提に議案を出されたということは理解しましたが、基本的には改定されたことを前提にして続けることについて、まだ納得しきれないところがあるのが現状ですので、ご

承知いただければということです。

以上です。

議長 お解りいただけましたでしょうか。
近藤委員、お願いします。

近藤委員 ここで議論しても、議会で賛成多数でこの条例は可決されておりますので。

議長 他に意見のある方はいらっしゃいますか。
長谷川政美委員、お願いします。

長谷川政美委員 今、議会で決まってしまったということで、農業委員会は議会に追従するということですか。

議会で決まったから、農業委員会はそれに従えということですか。

近藤委員 そういうことでは、ありません。

長谷川政美委員 解りました。

長谷川政美委員 定数を34名から半数に半減したのは、法律で千葉市は17名という規定ができたのでしょうか。

朝生事務局長 今回の農業委員等の法律の改正は、政令というもののの中で基準が示されております。いままでも基準もありまして、その基準が半分に減

らして、ちなみに千葉市は農業委員の定数の上限は30名で、それに対して27名の条例定数を定めておりました。今回の政令の上限は千葉市の場合19名です、それに対して17名ということで、その17名は34名の中で、法律の趣旨を考えて半分の17名というかたちで、決定されております。

長谷川政
美委員 定数的にもう2名追加できるのですか。
2名のゆとりがあるのでしょうか。

朝生事務
局長 19名以内で各市が定めるということで、千葉市は17名で定めて
おります。
千葉市が17名としている理由は、現在の34名の半分の17名に
なります。

長谷川政
美委員 先ほど条例で19名とおっしゃっていましたが。

朝生事務
局長 上限としてです。

長谷川政
美委員 上限が19名であれば、19名でよいのでは。
単純な疑問です。

朝生事務 各市、皆さんの耳にも入っていると思いますが、それぞれの市で決

局長 定してきております。大半のところは、現在の人数の半分程度で決定しているところで、法律の趣旨を考え決定しているところや上限ぎりぎりのところもあれば、逆に半分程度というところもございます。各市いろいろな考えがある中で決定しております。

長谷川政
美委員 この農業委員会で19名を採決できることが、可能ですか。

朝生事務
局長 それはできません。

市長事務
局長 市長事務ですので、条例の提出は市長からになります。そうでない場合は、総会にお諮りしますが、ほかの市を含めて規則・規程の場合は別の形になります。

議長 よろしいですか。

長谷川政
美委員 よろしいです。

議長 他にございませんか。
中村委員どうぞ。

中村委員 先ほどの件ですが、議会での経緯と私たちの立場を主張しただけです。

今回は、少なくなってしまった中で議案をどうするのか総会で諮っ

ているのかの確認と自分としての主張ですので、ご理解いただければ
と思います。

議長 他にございませんでしょうか。

他に意見等が無いようですので、順次お諮りいたします。まず、議
案第1号を可決することにご異議ございませんか。

議長 意義なし

議長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決いたしました。
次に、議案第2号を可決することにご異議ございませんか。

議長 異議なし

議長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決いたしました。
次に、議案第3号を可決することにご異議ございませんか。

議長 意義なし

議長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決いたしました。
次に、議案第4号を可決することにご異議ございませんか。

議長 意義なし

議長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決いたしました。
次に、議案第5号を可決することにご異議ございませんか。

議長 異議なし

議長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決いたしました。
次に、議案第6号を可決することにご異議ございませんか。

議長 意義なし

議長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決いたしました。
それでは、本日の議事日程は、以上でございます。
皆様のご協力により、すべての議案の審議を終了することができました。心より感謝を申し上げます。
それでは、これもちまして、平成27年度第4回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時48分)